

Rights of Nature and extractivism in Latin America: the cases of Ecuador and Bolivia

Hidekazu Araki

Abstract

This study analyzes the relations between the Rights of Nature and extractive industries, mainly oil, natural gas etc., conducted by the leftist governments of Ecuador (led by Rafael Correa) and Bolivia (led by Evo Morales). In Ecuador the Rights of Nature was incorporated into the Constitution of 2008, and in the same line in 2010 Bolivia enacted new legislation known as the Rights of Mother Earth. These trends have their roots in a relatively long history of legal thoughts and practices in the United States. A similar type of Rights of Nature movement has grown also in Japan. We compared the contents of Ecuadorian and Bolivian articles to recognize their significances. As a new approach to protecting and preserving the environment, the Rights of Nature has been applied to several legal disputes on the global stage with International Tribunals to judge cases of environmental destruction. We concluded that the Andean progressive governments face some fundamental dilemmas in which they continue development strategies based on resource extraction, without regard for their own environmental ethics concentered in laws and the principles of Buen Vivir / Vivir Bien (living well) as an alternative concept of development.

自然の権利とラテンアメリカの資源開発問題

——エクアドルとボリビアの事例を中心に

新 木 秀 和

はじめに

エクアドルでは2008年の新憲法において世界で初めて「自然の権利」¹⁾が規定され、同様にボリビアでは2010年に「母なる大地の権利法」が制定された。この「母なる大地」²⁾とは人間を含む自然の総体を指すアンデス独自の概念であり、自然とほぼ同じ範疇で捉えることができる。このように近年、中央アンデス2か国では、ラテンアメリカだけでなく世界でも先進的な試みが実現され、それらによって環境問題と開発問題に新たな局面が切り開かれつつある。もちろん視野を広げれば、米国や日本ではすでに1970年代から1990年代にかけて自然の権利に関する議論や関連の訴訟が行われているが、自然の権利を憲法に書き込むまでには至っていない。

では、エクアドルとボリビアでの動きにはどんな背景があり、どのような意義と課題をもつのであろうか。これらの点を考えるには、自然の権利に関する背景と現状をラテンアメリカ以外の先例も含めて整理しながら、環境と開発という文脈のなかで憲法や法律の制定までの流れを把握し、その可能性と問題点を検討することが必要である。なぜなら、環境問題が深刻化する現状とその解決への取組みは世界共通のグローバル

な課題であるとともに、ナショナルおよびローカルな文脈と切り結ぶ実践的な課題でもあるからである。また、エクアドルとボリビアを含むラテンアメリカ地域において歴代政府は、環境配慮をうたいながらそれに反する形で資源開発を推進しようとしており、そのような政策は進歩的政府ともよばれる現在の左派政権³⁾によってむしろ積極的に押し進められているからである。

このような問題意識に基づく本論の目的は、日米やラテンアメリカにおける自然の権利をめぐる理念と背景を整理したうえで、エクアドル憲法とボリビア法の特徴を明らかにし、それを関連の訴訟やコレア政権（2007年～現在）とモラレス政権（2006年～現在）の開発政策と関連づけて検討することにある。そして、その作業を通じて自然の権利をめぐる環境倫理と資源開発主義をめぐる左派政権のジレンマを明らかにしたい。

1. 自然の権利とは—米国と日本の先例、ラテンアメリカの経験

(1) 米国と日本の場合

自然の権利とは何であろうか。また、自然の権利という場合に「自然」とは何を指すのだろうか⁴⁾。まず、自然の権利に関する理念や言説を整理するため、欧米や日本の例のなかにその起源と背景を探ることを通じて、本論の視点を明確にしたい。

欧米とくに米国においては自然の権利という概念や思想が提唱されてから比較的長い時間が経っている。1940年代のアルド・レオポルド（Aldo Leopold、「環境倫理学の父」ともよばれる（ナッシュ 2011: 101-102））による土地倫理（ランド・エシック）という概念の提唱までさかのぼる。そこにみられる思潮が1970年代以降における環境倫理思想の

大きな転換につながり、「人間中心主義」からの脱却として展開してきた。1972年、米国の法哲学者クリストファー・ストーン（Christopher Stone）は、ウォルト・ディズニー社による開発に関する訴訟に絡んで、「自然物の当事者適格」という概念を提起した。翌1973年にはオーストラリアの哲学者ピーター・シンガー（Peter Singer）が「動物の解放」を論じた⁵⁾。それらは、自然権の及ぶ倫理的・法的な射程を、動植物や自然物にまで拡張しようとする考え方であり、環境倫理思想における転換点となった。そして、これらの流れを受けて、米国の思想史家ロデリック・ナッシュ（Roderick Nash）は、1989年の著作『自然の権利—環境倫理の文明史』（The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics）で環境倫理の思想史を描き、権利概念が拡大することを倫理の「進化」として捉え、自然権が時代とともに拡大していった「自然の権利」につながったと論じている（ナッシュ2011）。すなわち、1970年代以降の人間非中心主義の潮流を、1990年代にナッシュが「自然の権利」として定式化したのであった。彼は、奴隷解放運動や女性解放運動の延長線上に「自然の権利」をおき、人間以外の生物や自然物にも権利が与えられるように進化したと捉え、その概念を中心に環境倫理の思想を描いたのである⁶⁾。

このような背景を受けて、とくに米国では、動植物や自然物を原告として裁判を行う事例が増えていった。1974年から1979年までに、汚染された川や沼、海岸、樹木などを原告として、自然の権利訴訟が展開された。米国では1973年に「絶滅の危機にある種の法（ESA、Endangered Species Act）」が制定され、絶滅のおそれのある種に対する侵害行為に対し、市民なら誰でも裁判に訴えることができるという市民訴訟条項が定められた。それに基づき、1978年から1979年にかけてハワイで米国裁判史上初めて人間以外の生物、パリーラ（キムネハワイマシコ）とい

う小鳥が原告となり、勝利を収めている。

また欧州でも、著書『自然の権利』（Die Rechte der Natur: jetzt kaufen, 1988）で生存への権利として自然の権利を捉えたスイスの法学者ヨルグ・ラインバッハ（Jörg Leimbacher）のように自然の権利を提唱した者がいる。さらに南アフリカの環境弁護士コーマック・カリナン（Cormac Cullinan）は著書『野生の法—地球的正義へのマニフェスト』（Wild Law: A Manifesto for Earth Justice, 2003）で、また英国のジェームズ・ラヴロック（James Lovelock）は1979年以降ガイア仮説（地球が自己調節能力をもつひとつの生命体であると考えられる地球生命体仮説）でそれぞれ同様の発想を展開しており、これらの論者も自然の権利をめぐる思潮に加えることができる。

他方、米国における環境倫理思想の展開や自然の権利訴訟の動向は、1990年代以降になると、日本にも影響を及ぼした。とはいえ、後述するように日米それぞれで法概念と訴訟の展開過程や意味は同じではない。日本では現在でも自然の権利をはっきりと根拠づける法律は存在しない。そのため、法律を自然の権利という視点から解釈し、実質的に自然の権利が認められるような形で活動が進められてきた。

1995年2月に提訴された「奄美自然の権利訴訟」は、奄美大島の乱開発による自然破壊でアマミノクロウサギなどが被害を受けたとするものであり、アマミノクロウサギやアマミヤマシギ、ルリカケス、オオトラツグミが原告に名を連ねた⁷⁾。この意味で、動物原告をかかげた日本初の自然の権利訴訟となった。その訴状では「四 自然及び自然物の権利の歴史的系譜」において、前述したレオポルドとストーンの思想やESAの経緯が明記されている（自然の権利セミナー報告書作成委員会編2004: 197-198）。続いて1996年には「自然の権利」基金が設立され、「自然の権利」運動を含む自然保護運動の法的手段を講じる全国のNPO

への支援を開始した。また1998年には自然の権利セミナーが関連ウェブサイトを開設して、自然保護訴訟の情報を収集・発信し始めている⁸⁾。

その後も日本各地で動物などを原告として自然の権利の正当性を主張する訴訟が次々に起こされており、2004年には、沖縄県名護市辺野古沖に計画されている米軍普天間飛行場代替施設の建設に関し、「ジュゴンの棲息地を含む沖縄の自然環境への適切な配慮を求める」という内容の訴訟が、米国法を活用して米国防総省に対して提訴された。他の場合も含め、一連の自然の権利訴訟のなかには多彩な生物種を掲げることや、海、山や生態系、史跡などを原告に加える場合もあった。

しかし、自然の権利をどこまで認めるべきかについては専門家の間でも意見が大きく分かれ、自然物の当事者適格が認められない場合もしばしば生じた。それでも、自然保護を裁判という公の議論の場に持ち込んだことで、これまで成立し難かった開発側と反対側の間で建設的な議論の場を成立させる契機となり、問題の所在を広く外部に知らせることにつながったと評価されている。

もっとも、概念とその使用には注意が必要である。日本における自然の権利訴訟においては、米国と同じく「自然」や「自然の権利」という表現が使われながら、同じ意味合いとは限らない。実際、人間の手が加わらない「原生自然」の普遍的な価値を称揚しつつ、人間から離れた本質的価値が自然にあるという米国流の概念がそのまま適用された訳ではない。日本では、米国流の概念と切り結びながらも、人間生活と自然との関係性をも組み込んで「自然とのかかわりの権利」を想定した運動が展開されてきたという相違点がある（鬼頭1999）。つまり、自然物に「当事者適格」を認めるならば、人間や団体が後見人となることで、その自然環境との何らかの直接的な利害関係がなくとも、自然物の名において法的手段に訴えることが可能となったのである。

これまで概観してきたように、欧米や日本においては20世紀後半以降に環境倫理思想が一定の進展をみせ、20世紀末から現在にかけて自然の権利をめぐる訴訟がたびたび提起されてきた。そこでは、自然として自然物が想定され、あるいは（人間以外の）動物や生態系などが想定されている。それらが持続でき再生できる権利が尊重されるべきであるとし、そのような権利が損なわれる場合は、自然物を原告として司法手段に訴えることができると想定される。環境倫理という観点から、自然権の延長・拡大の先に、人間を取り巻く環境や自然物にも権利が適用されると考えるのである。

(2) ラテンアメリカの場合

では、ラテンアメリカにおいては、環境や自然という問題に関連し、どのような状況が展開してきたのであろうか。ここでまず、自然の権利という思想と実践につながる背景として、ラテンアメリカの近現代史における環境問題や環境倫理思想の流れを概観したい。

植民地時代末期にアメリカ大陸を探検したドイツ出身の地理学者アレクサンダー・フォン・フンボルト（Alexander von Humboldt, 1769～1859年）は、その地における未活用の測りしれない自然の富に言及しつつ、住民たちを「金の袋の上に座る乞食（mendigos sentados sobre un saco de oro）」とみなした（Acosta 2011: 325-327）⁹⁾。彼はアメリカ大陸の土地を天然資源の莫大な潜在的可能性をもつ領地とみなし、その活用を当然のこと考えていたようだ。そうした考えはベネズエラ出身の解放者シモン・ボリーバル（Simón Bolívar, 1783～1830年）の言葉にも表明されていた。1812年のカラカス大地震に直面したボリーバルは、「自然が反対するなら、私たちはそれと闘って、私たちに従わせよう（Si la Naturaleza se opone lucharemos contra ella y haremos que nos

obedezca.)」と述べたという。当時の思想的潮流と一致して、彼は自然を支配できる対象だと確信していた (Acosta 2011: 331-332)。

独立以降、経済的には欧米諸国の従属状況に置かれて 19 世紀末に世界経済に編入されていくラテンアメリカ諸国は、豊かな天然資源を中心とする原材料の輸出地域となっていった。すなわち、世界市場向けの天然資源の採掘に特化して、その天然資源 = 「自然」を輸出する地域となったのである。この輸出経済期から現在まで、自然を支配して輸出品に変えようという欲望が恒常的に続いてきたといえる。それは「自然の商品化 (Mercantilización de la Naturaleza)」と呼べる状況だった。

20 世紀のラテンアメリカでもそのような傾向は継続した。天然資源などの一次産品を輸出して開発や工業化の資金を獲得するための経済構造が固定化し、それは輸入代替工業化が進められる 20 世紀前半以降の時代においても大きく変わることはなかった。それどころか、ラテンアメリカ諸国の多くでは 1960 年代から 1970 年代に軍事政権が成立し、その支配下で開発主義が積極的に進められた。典型はアマゾン開発に邁進したブラジルの長期軍政であり、エクアドルなどでもアマゾン地域における石油開発が 1970 年代の軍政期から推進された。こうして、資源開発をめぐる動向が南米大陸の多くの部分を占めるアマゾン地域を大きく変貌させることにつながった。多くの諸国で、国外からの多額の開発資金の導入が 1980 年代に表面化する累積債務問題の温床となったばかりか、アマゾンの開発前線では先住民の生活環境や自然環境への打撃が甚大であった (水野 1997, 小池 2011 を参照)。

開発優先の流れは 1980 年代の民主化以降も基本的に継続されたが、それに一定の変更が加わったのは、冷戦構造が崩壊して世界的に環境問題への関心が高まりを見せ始めた 1980 年代末から 1990 年代にかけての時代であった。とりわけ、1992 年 6 月にリオデジャネイロで開催され

た国連環境開発会議（UNCED）は、地球サミットとも通称されるように、環境と開発の問題を議論して未来志向の方針を打ち出した点で画期的な場となった。周知のように、サミットでは生物多様性保護条約と地球温暖化防止条約（その後、気候変動枠組条約）が採択され、1997年の京都議定書や一連のCOP（気候変動枠組条約締約国会議）、そして地球サミットから20年目となる2012年のRio + 20会議につながる素地が築かれた。その中心的な理念は「あらゆる形の生命は、人類にとっての価値とは関係なく、尊重されるべき」という点にあった（水野1997、小池2011を参照）。

本論との関連で注目されるのは、1992年の地球サミットにおいて開発問題と環境問題の関連性が認識され、生物多様性や生態系のような自然環境に関する概念や認識を深化させていく契機となった点であり、また、ブラジル・アマゾンの問題がクローズアップされ、そこに居住する先住民や天然ゴム採取者に注目が集まった点である。後者の先住民問題との関連については、サミットと同じく1992年のコロンブス500周年をめぐる世界的な先住民運動の動向と呼応して、環境問題と先住民問題の関連性が重要性を高めていく道が開かれた。それは従来の個人的権利だけでなく先住民などのマイノリティを含めた人間集団の集団的権利にも配慮が加えられるべきことを意味していた¹⁰⁾。

もう1点重要な要因をあげると、1990年代後半から顕著になったラテンアメリカにおける憲法改正の潮流がエクアドルやボリビアの先進的な憲法につながったことが大きい。実際、1990年代以降に憲法改正を実施したラテンアメリカ諸国は少なくないが¹¹⁾、環境関連の条項を憲法に規定する場合も、人権に関連して「健全な環境で生活を営む権利（derechos a vivir en un ambiente sano）」やいわゆる「第三世代の人権（derechos de la tercera generación）」を明記するにとどまっており、

自然そのものが独自の権利を有することまでに踏み込んで規定する例は、エクアドルの2008年憲法を除いてみられない。これに対してボリビアの2009年憲法は第355条などで、対外従属を脱しつつ経済成長を達成するための「天然資源の工業化 (industrialización de los recursos naturales)」を明記しており、従来と同じく開発主義志向が濃厚となっている。換言すればボリビアの場合、2009年憲法には盛り込めなかった自然の権利を、2010年の「母なる大地の権利法」によって補完したとみることができよう。

2. 自然の権利と母なる大地の権利—エクアドルとボリビア

(1) エクアドルの場合

エクアドルの憲法制定議会において新憲法に自然の権利が盛り込まれた背景には、国内外の複数の要因があった。環境に関する法制面などの整備としては、1998年憲法のいくつかの条文のほか、環境省が1999年に策定した「持続的発展に向けた環境戦略 (Estrategia ambiental para el desarrollo sostenible)」などがあげられる。

自然の権利をめぐるより直接的な動向として次の諸点を指摘できる。1990年代半ばにコロンビアの憲法学者シロ・アンガリタ・バロン (Ciro Angarita Barón, 1936-1997年) がキトにおける講演で権利主体としての自然という考えを表明して反響があった。そしてとくに、エクアドル国内で活動する市民組織とくに環境団体や環境NGOのなかには、自然の権利を承認するように働きかける組織があった。そのうち、憲法草案に自然の権利を盛り込むことに重要な役割を果たしたのはパチャママ財団 (Fundación Pachamama) であり¹²⁾、この団体が協力関係をもった米国のNGOコミュニティ環境法制防衛財団 (CELDf, Community

Environmental Legal Defense Fund) である。トマス・リンゼイ (Thomas Linzey)、マリ・マーギル (Mari Margl)、マリオ・メロ (Mario Melo) といった人物が主導的な役割を果たした。

次に、制憲議会の動向を中心に、自然の権利をめぐる審議の過程を整理する。

コリア政権の選挙公約であった制憲議会は2007年9月にモンテクリスティ (海岸部マナビ県) で開会され、2008年7月までに憲法改正案がまとめ上げられた。制憲議会では環境や開発に関わる条項も関連の委員会などで審議される。2007年12月から翌2008年1月にかけて、政治活動家や先住民指導者、学術研究者、環境組織メンバーなどが何度となく作業部会に参集して、自然の権利に関する条項をいかに新憲法に取り入れるかについて検討した。制憲議会では議長に就任したアルベルト・アコスタ (Alberto Acosta) や議長顧問となったエスペランサ・マルティネス (Esperanza Martínez) 自身が、自然の権利などを積極的に主張する人物であり、好都合であった。続いて2008年2月には、パチャママ財団が CELDF のリンゼイとマルフィルをエクアドルに招致し、制憲議会議員一同と会する機会を設けた。その際などに何度も、自然の権利を盛り込んだ条項の文案が検討された。

自然の権利に関する憲法条項が決議される最終段階は2008年4月から6月であった。4月10日に第10条の内容が、7月7日に第71条から第74条までの4か条が、本会議においてそれぞれ採択された。しかし実際のところ、その最終案が完成する1か月前の2008年6月時点においてもまだ、自然の権利に関する条項には曖昧な点がいくつも含まれていた。パチャママと自然を同一のカテゴリーと見なす視点は揺るがないものの、自然の権利という用語はまだ記されておらず、内容が固まらない概念もあった。例えば、後述する最終案の第72条においては自然の

「回復 (restauración)」が明記されることになるが、6月時点の法案においてはそれが「修復 (reparación)」と表現されていた。

2008年9月にはこの新憲法案が国民投票で承認される。1830年の共和国成立以降で20番目の憲法となる¹³⁾。この2008年憲法では、エクアドルが「異文化共生型で多民族の国家 (estado intercultural, plurinacional)」であると規定され、初めて「多民族国家 (estado plurinacional)」の承認がなされた。また1998年憲法で規定されていた先住民などマイノリティの諸権利についてもより詳細な諸権利が規定された¹⁴⁾。

それらに加えて特筆されるのは、環境や開発に関する新しい概念や理念が新憲法に導入されたことであり、とくにそれは自然に法的な主体性を付与するという発想であった。すなわち、この「自然の権利」という理念は、エクアドルの2008年憲法のいくつかの条項 (第10条、第71条から第74条など) に明記された。関連する条項を抜粋すれば、次のとおりである。うち第73条と第74条は国家や社会構成員の義務や権利を規定している。

第10条：「自然は、憲法が認めるそれらの諸権利の主体となる」

(La naturaleza será sujeto de aquellos derechos que le reconozca la Constitución)

第71条：「自然すなわちパチャママは、生命が再生され生み出される場であり、その生存、およびその生命サイクル、構造、機能と創成プロセスの維持と再生を統合的に尊重される権利を有する」

(La naturaleza o Pacha Mama, donde se reproduce y realiza la vida, tiene derecho a que se respete integralmente su existencia y el mantenimiento y regeneración de sus ciclos vitales, estructura,

funciones y procesos evolutivos.)

第72条：「自然は回復の権利を有する」

(La naturaleza tiene derecho a la restauración. ...)

第73条：「国家は、種の絶滅や生態系の破壊あるいは自然のサイクルの恒常的改変につながりうる諸活動を予防かつ制限する処置を講ずる」

(El Estado aplicará medidas de precaución y restricción para las actividades que puedan conducir a la extinción de especies, la destrucción de ecosistemas o la alteración permanente de los ciclos naturales)

第74条：「人間、共同体、先住民集団は、よき生き方 (Buen Vivir) が可能としてくれる自然の富と環境を享受する権利を有する」

(Las personas, comunidades, pueblos y nacionalidades tendrán derecho a beneficiarse del ambiente y de las riquezas naturales que les permitan el buen vivir.)

自然の権利とは、自然そのものが主体となって諸権利（前述の憲法条文にみるように自然がその生命サイクルを持続し、再生する権利）を有するという考え方である。さらにいえば、パチャママ（母なる大地）という神格で表現されるとおり、それは生命の誕生から存続、および再生という循環サイクルをつかさどる存在として把握されている。そこでは人間世界と自然環境の間に均衡がとれた発展が希求され、生態系に損害を与える行為に対しては自然を原告として司法措置に訴えることが可能だと解釈されている。

この2008年憲法は、前述のように第71条において「自然」と「パチャママ」を同一のものと捉える点に特徴がある。「パチャママ」は、アンデス先住民の宇宙観で大地の創造神を指し、キチュア語などで「母な

る大地」を意味する。スペイン語では *Madre Tierra*、英語では *Mother Earth* と表記されることが一般的であり、後述するように、ボリビアの「母なる大地の権利法」（2010年）や国連が制定した「母なる大地の日」（2009年）のそれぞれにおいては同様の言語表記が使われている。

これらの概念は、新しい開発の理念かつ体制として提唱された *Buen Vivir* 概念と密接に関連する¹⁵⁾。実際、2008年憲法では、先住民の知恵である「よき生き方 (*Buen Vivir*)」にかなう生活環境において国民が生活する権利もうたわれている。*Buen Vivir* という概念は、先住民の宇宙観であるキチュア語の *Sumak Kawsay* をスペイン語で表現した概念であり、2008年憲法の第275条から第278条（開発の体制）などの条項で規定される。また、憲法前文では「*buen vivir, sumak kawsay* を達成するために、多元的で自然との調和がある新しい形の市民的共生 (*una nueva forma de convivencia ciudadana, en diversidad y armonía con la naturaleza, para alcanzar el buen vivir, el sumak kawsay.*)」を構築する必要性がうたわれる。

また環境関連の規定として、2008年憲法には水の権利 (*derechos al agua*)、食糧安全保障 (*soberanía alimentaria*)、エネルギー安全保障 (*soberanía energética*) のような概念規定が盛り込まれており、それらの人権が自然の権利を補完するものとされている。

これまでみたように環境配慮を重要な柱とする憲法規定を背景として、憲法制定と同時期の2007年9月頃から、コリア政権は、ヤスニ-ITT イニシアティブと呼ばれるグローバルかつローカルな政策（アマゾン地域のヤスニ国立公園に見つかった油田の開発を放棄する代わりに、想定される収入額の半分を国際社会からの資金援助で補填しようという計画）を推進してきた¹⁶⁾。しかし、従来型の石油開発を放棄することがなかったため、政府の方針を批判する声も収まらなかった。コリア政権

が石油開発や鉱山開発をめぐる先住民組織との対立を拡大させていく状況については後述する。

(2) ボリビアの場合

ボリビアのモラレス政権は、先住民の権利承認および自然と調和する開発という2点を2009年2月制定の憲法に盛り込んだ。前者に関しては、2007年11月に世界で初めて「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を国内法に取り入れ、後者としては、Vivir Bien という概念を憲法に書き込んで、エクアドルの Buen Vivir と同様に新しい開発体制を構築しようと試みる。つまり、アンデスの多民族国家（ボリビアおよびエクアドル）にとって社会や開発モデルの根幹をなす理念となっている。

モラレス政権は2010年に、アンデスの先住民の宇宙観を反映する「母なる大地」＝パチャママの権利を法制化して「母なる大地の権利法（Ley de Derechos de la Madre Tierra）」を制定した。つまりボリビアでは、憲法ではないが法律のレベルで自然（＝パチャママ）の権利が明文化されたのである。その状況を追いながら、ボリビアにおける環境問題の法的規定について整理する。

国際舞台におけるモラレス政権のイニシアティブは国内政治と連動して活発であった。モラレス大統領は、2009年4月22日に国連総会で「母なる大地の権利に関する世界宣言」を制定するように提案し、これを受けた国連総会は同年12月にその世界宣言を採択して、4月22日を「母なる大地の日」に制定している。ボリビア国内でも多民族議会が2010年12月に前述の「母なる大地の権利法」を制定して環境運動を盛り上げてきた（青西 2013: 161-164）。

そして、モラレス政権の招致によって、2010年4月19日から22日にコチャバンバで開催された「気候変動と母なる大地の権利に関する世

界民衆会議 (Conferencia Mundial de los Pueblos sobre el Cambio Climático y los Derechos de la Madre Tierra)」では、「母なる大地の権利に関する世界宣言 (Declaración Universal de los Derechos de la Madre Tierra)」の制定を呼びかけることが承認されている。

「母なる大地の権利法」は2010年12月21日付で公布された。法案の原案は、国内の先住民農民組織など9団体が組織する統一協定 (Pacto de Unidad) によって準備され、前述したコーマック・カリナンなどの専門家もその作業に参加した¹⁷⁾。

「母なる大地の権利法」(法律第71号)は全10条から成る。その規定によれば、「母なる大地は、すべての生命システムや生き物と不可分の共同体から成るダイナミックで生きたシステムである (La Madre Tierra es el sistema viviente dinámico conformado por la comunidad indivisible de todos los sistemas de vida y los seres vivos)」と定義される(第3条)。またそれは「先住民農民の宇宙観から、神聖なものみなされる (es considerada sagrada, desde las cosmovisiones de las naciones y pueblos indígena originario campesinos)」(同)。

第7条では、母なる大地が7つの権利(生命への権利、生命の多様性への権利、水への権利、清浄な大気への権利、均衡への権利、回復への権利、汚染から自由に生きる権利)を有すると定められる。それらの権利への尊重を保障することが国家と社会の責任と義務であるとされる。また、管轄組織として「母なる大地の護民官 (Defensoría de la Madre Tierra)」の創設も定められた(第10条)。

続いて2012年10月15日には、その「母なる大地の権利法」を修正しつつ、それを組み込んだ「母なる大地および Vivir Bien に向けた総合的開発の枠組法」(Ley marco de la Madre Tierra y desarrollo integral para vivir bien.) (法律第300号)が制定された。この新法は

全58条から成る膨大なもので、母なる大地の権利をより詳細に規定しつつ、Vivir Bienの達成を目指す総合的な開発計画に接続したものである。

ここでエクアドル憲法（2008年）における自然の権利とボリビアの母なる大地の権利法（2010年）の内容を比べてみたい。用語についてみると、前者では「自然（naturaleza）」という言葉が頻繁に使われるが、後者では「母なる大地（Madre Tierra）」という表現が繰り返され、自然という言葉は2か所にとどまる。また前者では自然と同一の存在として「パチャママ」への言及があるが、後者にはパチャママという言葉は記されない。すべて母なる大地という表現で統一されている。実際概念でいえば、ボリビアの場合でも母なる大地＝パチャママであることは明らかだが、にもかかわらず、条文に記されていないことがむしろ特徴的である。総じていえば、前者が自然、後者が母なる大地という言葉を優先的に使用していることがわかる。

自然および母なる大地の内容に関わる規定では、いずれも人間は自然の一部であり自然と相互依存関係をもつことが前提とされる。それは、人権（個人および集団の権利）を含むものとしての自然の権利という発想である。そして、エクアドル憲法では生命の再生や生命サイクルに、ボリビア法でも生命システム（sistemas de vida）にたびたび言及があり、表現は多少異なるがともに生命中心主義思想が根底にあることがわかる。母なる大地はダイナミックで生きたシステムだと記すボリビア法は「ひとつの生きた存在（un ser vivo）」としての自然観を表明する。さらに、エクアドル憲法では自然に回復の権利（derecho a la restauración）が認められ、ボリビア法でも母なる大地の再生（regeneración）が明記され、それらの権利を遵守することが国家と社

会の責務であると規定されている。

3. 左派政権による資源開発主義—開発と環境保全の新たなジレンマ

冒頭で述べたように、コレア政権やモラレス政権のような急進左派政権は、環境倫理の面から（そして Buen Vivir / Vivir Bien の提唱のように開発倫理の面からも）先進的な法令を定めたにもかかわらず、国内政治では従来の資源開発政策を推進しており、それが環境運動組織や先住民組織などによる社会運動との激しい対立を生み出し、しばしば強権的な対応をとりながら様々な矛盾をきたしている。脱ネオリベリズムの政策を打ち出しつつ国際場裡でも顕著な成果をあげてきたアンデスの急進左派政権が、国内では資源開発問題と環境問題のジレンマに直面するという現状は、どのように理解できるであろうか。

周知のごとく、ラテンアメリカ地域の国家のように、一次産品の産出と輸出を通じた外貨獲得と財政確立に経済基盤をすえる国家にとって、資源開発は基幹産業とみなされる。そのため、地下資源は国家に帰属すると憲法などで規定され、中央政府がその資源開発に影響力をふるい、外国資本の誘致が積極的になされてきた。近年では憲法改正を通じて、資源産出地の地域住民が事前協議や利益分与に参画する権利が承認されているが、そのような権利が保障される機会がほとんどないことも現実である。しかも、資源開発にともなう自然環境や生活環境の破壊や悪影響が負の遺産として積み重ねられ続けている。

新たな資源輸出ブームの到来とされる現在ではさらに、そうした構造的な問題が「資源採掘型産業」の再活性化をもたらしている。この「資源採掘型産業（Industria Extractiva、英語では Extractive Industry）」とは、鉱物資源、石油、天然ガスなどの地下資源（それらに加えて森林

や魚介などの地上・海上の資源を含む)を探查かつ採掘し、加工せずに輸出して外貨を獲得する形の産業を指す。そのような「資源採掘型産業」の隆盛は新しい資源輸出ブームと密接に関連し、ネオリベラリズム時代の諸政権だけでなく、脱ネオリベラリズムを担う左派政権によって強力に推し進められており、社会環境問題の激化と国家の強権的な対応を招きながら矛盾や限界を拡大しつつある。このため、「資源の呪い (Resource Curse)」や「豊穡の呪い (maldición de la abundancia)」(Acosta 2009)の表れとしてその問題を批判し、代替的な開発政策を模索する論調も盛んになっている。

エクアドルの場合、コリア政権の方針は、従来の政権と大きく変わらない。アマゾン地域における石油開発に加えて、鉱業法の強引な制定(2009年)のように、アンデス地域とアマゾン地域での鉱山開発を推進する姿勢が明らかであり、かえって社会紛争を激化させている。その姿勢は、新憲法の理念やヤスニ-ITT イニシアティブと矛盾する面があり、環境組織や先住民組織から強い批判にさらされた。実際、石油開発は地域住民の利害に反して継続され、先住民による反対運動が政治的抱込みで抑え込まれ、石油鉱区にかかる先住民の生活領域が軍事的警戒域に組み込まれている。しかも紆余曲折を経て、2013年8月にはヤスニ-ITT イニシアティブの断念を発表し、ヤスニ国立公園での油田開発に乗り出そうとしている。これに対して市民社会は開発の是非を国民投票にかけるための行動を展開し。後述するように、司法措置を講じて2014年開設の国際法廷に本件を持ち込んでいる。

他方ボリビアでは、天然ガスなど資源産業の国有化をはじめとする諸政策を矢継ぎ早に実行に移して経済ナショナリズムを強めるモラレス政権は、前述したように、気候変動をめぐる地球環境問題を中心に国連や世界民衆会議でリーダーシップを発揮してきた。しかし同時に、国内で

は2011年以降、「イシボロ・セクレ国立公園・先住民居住区 (Territorio Indígena y Parque Nacional Isiboro Sécore, TIPNIS)」における道路建設問題では、先住民組織との衝突を引き起こすなど、開発政策をめぐる難問を抱えて対応に苦慮している。この意味で、対外政策と国内政策は対照的である。

では、コレア政権やモラレス政権のような左派政権は、なぜ資源開発を強力に推進して環境保全に反する姿勢をとるのだろうか。その論理によれば、資源開発は社会開発（財源確保とその社会的分配、貧困など社会問題への対策資金）に不可欠な要因であるため、環境配慮が進歩を阻害する場合は後者を優先せざるをえない、また国内の社会運動と連携する外国勢力（とくに国際NGO）が社会開発を阻害する場合は不安分子とみなして取り締まって当然だ、という冷徹な現実主義に立脚しているのである（Gudynas 2009, 2010, 2011 を参照）。

4. 自然の権利を求める国際法廷の動き

2008年から2010年にかけて形を成してきた自然の権利および母なる大地の権利に関する法制度は、その後、それらに依拠する国際的な司法活動への動きを生み出した。その動向を跡づけることで、自然の権利をめぐるラテンアメリカの現況を把握したい。

(1) 気候正義を求める国際法廷

2009年9月末、モラレス大統領は環境犯罪を扱う常設の国際法廷の創設を国連に提案した。これを受けて同年10月13-14日には、コチャバンバで開催されたALBA第7回サミットに合わせて、ラテンアメリカ各地の先住民組織や環境NGOが参集しつつ、気候正義を求める国際

法廷（Tribunal Internacional de Justicia Climática, TIJC）の第1回審理が開かれた。判事を務めたのはラテンアメリカおよび欧州からの8名、すなわちリカルド・ナバロ（Ricardo Navarro、エルサルバドル）、アリシア・ムニョス（Alicia Muñoz、チリ）、ノラ・コルティニャス（Nora Cortiñas、アルゼンチン）、ベベリー・キーン（Beverly Keene、アルゼンチン）、ジョセフ・ヘンリ・ボゲル（Joseph Henry Vogel、プエルトリコ）、トム・クチャルズ（Tom Kucharz、ドイツ）、ブリド・ブレナン（Brid Brenann、オランダ）、ミゲル・パラシン・キスベ（Miguel Palacín Quispe、ペルー、アンデス先住民組織調整組織（CAOI）委員長）であった。

審理で被告となったのは、ペルーの鉱山会社ドーラン・イ・ミネラ・ボルカン社（Doe Run y Minera Volcán、セロ・デ・パスコ地域とオロヤ市において子どもへの鉛中毒被害を引き起こしたとの罪状）、オランダのフェース社（Face）およびエクアドル政府（Face Profafor プロジェクトとして、カーボン・クレジットの枠組で松などを大規模に植林し、周辺地域社会に被害を与えたとの罪状）、コロンビアのエタノール生産会社（カウカ渓谷でエタノール生産用にサトウキビを大量に植え、周辺地域社会に被害を与えたとの罪状）、ラテンアメリカ諸政府（事前協議なく、南米地域統合イニシアティブ（IIRSA）関連の巨大プロジェクトを推進し、環境や地域社会に被害を与えたとの罪状）、などであった。

気候正義（クライメート・ジャスティス）とは気候変動による環境変化を正義の視点から捉え、それに公正な対策を講じようとする考え方である。この気候正義という観点から、気候変動枠組条約および京都議定書に準じて、母なる大地の権利を侵害する犯罪行為を予防し処罰する役割を担うのが、ここで取り上げた国際法廷である。

(2) BP に対する提訴

2010年11月26日、BP（ブリティッシュ・ペトロレアム、英国）の施設事故によるメキシコ湾での原油汚染問題に関して、この件が、自然の権利への違反にあたるとして、エクアドル憲法裁判所に対する提訴が行われた。原告となったのはヴァンダナ・シヴァ（Vandana Shiva、インドのエコフェミニスト、アース・デモクラシー運動を率いる環境活動家）、ニンモ・バッセイ（Nnimmo Bassey、ナイジェリア、「地球の友」インターナショナル）をはじめ合計9名である。アナ・ルス・バラデス（Ana Luz Valadez、メキシコ）、ディアナ・ムルシア（Diana Murcia、コロンビア）に加え、アルベルト・アコスタ（エクアドル元制憲会議議長）、デルフィン・テネサカ（Delfín Tenesaca）とブランカ・チャンコソ（Blanca Chancoso）（ともにエクアドルのキチュア系先住民活動家、Ecuarunari 幹部）、セシリア・チェレス（Cecilia Cherréz）、リデル・ゴンゴラ（Lider Gongora）という5名のエクアドル人が加わり、同じく前述したエスペランサ・マルティネス（エクアドル、環境NGOの活動家）が代理人となっている。

請求書によれば、本件は「国際司法原則に基づく海の権利を求める申立て」である。2010年4月20日に発生した本件事故では少なくとも500万バレルの原油が流出しており、裁判ではBPに対して情報開示や操業への制限などを求め、関係国などにも責任ある対応を求めている。すなわち、事故から直接の影響を受けていないエクアドルの憲法条項（自然の権利）を根拠として、原油の被害を受けた海洋や生物が自然のサイクルを回復することを目標にすること、多国籍企業の責任を追及しつつも賠償金を一切求めないこと、などが本件の特徴になっている。

(3) 自然の権利に関する国際法廷

自然の権利を求めるグローバル連帯（Global Alliance for the Rights of Nature）という国際運動組織によって国際法廷の設置が準備されてきた。その結果、2014年1月17日にエクアドルのキトにおいて、自然の権利と母なる大地の権利を求める常設法廷（Tribunal Ético Permanente por los Derechos de la Naturaleza y de la Madre Tierra、英語では Permanent Rights of Nature Ethics Tribunal）が活動を開始した。筆頭判事のヴァンダナ・シヴァ（インド）に加え、アルベルト・アコスタ（エクアドル）、タントゥ・カルデナル（Tantoo Cardinal、カナダ）、ブランカ・チャンコソ（エクアドル）、コーマック・カリナン（南アフリカ）、トム・ゴールドトゥース（Tom Goldtooth、米国）、フリオ・セサル・トゥルヒジョ（Julio César Trujillo、エクアドル）、エルジー・モンヘ（Elsie Monge、エクアドル）、アトッサ・ソルターニ（Atossa Soltani、米国）、およびエンリケ・ピアレ（Enrique Viale、アルゼンチン）という9名が判事を務めた。

審理において提起されたのは9件であり、うち6件は個別事例、残り3件はグローバルな環境問題となっている。それぞれの概要は次のとおりである。

① シェブロン裁判（Caso Chevron）：エクアドル

米国系多国籍企業テキサコ（現シェブロン）による環境汚染問題とそれに対する長年の国際裁判である。米国とエクアドル国内で続してきた裁判では、環境破壊および周辺住民への健康被害に関して原告から同社に対して賠償金の支払いが求められてきた。

② ヤスニ-ITTでの原油採掘（Caso Yasuni-ITT）：エクアドル

前述したように、ヤスニ国立公園での油田開発をめぐるヤスニ-

ITT イニシアティブの問題である。官民による努力にもかかわらず、国際支援は目標額を下回り、2013年8月にコリア大統領はヤスニー ITT イニシアティブの断念を発表した。

- ③コンドル山系での大規模露天掘り鉱山開発 (Caso minería en la Cordillera del Cóndor) : エクアドル

コリア政権下で推進される大規模鉱山開発プロジェクトに絡む問題のうち、南部サモラ・チンチペ県のコンドル山系にあるミラドル (Mirador) 鉱山開発にともなう社会環境破壊問題を取り上げたもの。

- ④BPによるメキシコ湾原油流出汚染 (Caso British Petroleum) : 米国など

前述した問題であり、2010年11月以降の裁判がこの国際法廷に持ち込まれたもの。

- ⑤米国でのメタンガスによる水質汚染問題 (Caso Hydraulic Fracking en EEUU) : 米国

- ⑥グレート・バリア・リーフでの石炭鉱山による環境破壊 (Caso Gran Barrea de Coral) : オーストラリア

世界最大のサンゴ礁地帯であるグレート・バリア・リーフをめぐる環境破壊問題。世界遺産であるが、過度の開発が進めば環境悪化を理由に危機遺産リストに入れられる恐れがなくなっていない。

また審理では、グローバルな環境問題として次の3件が提起された。

- ⑦遺伝子組換え作物 (Caso transgénicos) の問題

- ⑧気候変動 (Caso Cambio Climático) の問題

前述のボリビアを中心とする国際法廷とも関連し、パブロ・ソロン (Pablo Solón) ボリビア元国連大使が問題提起を行った。

- ⑨自然の権利の擁護者である環境活動家への不当取締りや犯罪視の問題

環境問題の激化にともなって開発反対運動を展開する環境活動家、およびそれに協力する先住民活動家に対して、ラテンアメリカ諸国の中央政府は、治安維持などを理由に（テロ行為、サボタージュ活動、資産破壊などの容疑で）取締りを強化しており、当局による強権発動への批判や反発、逮捕者の釈放要求などを生じさせている。

上記国際法廷の第2回審理は2014年12月にリマで、第20回気候変動枠組条約締約国会議（CPO20）の開催に合わせて実施される予定である。

これまでみてきたボリビアとエクアドルを舞台とする国際法廷は、グローバルな人と組織のネットワークと連帯によって構築かつ維持されており、各国内の環境問題と地球環境問題を接合させている点で21世紀型の新しい動向となっている。

おわりに—自然の権利と資源開発主義のジレンマ

本論では、自然の権利をめぐる背景と現状を、米国や日本の前例に加えてラテンアメリカの現実とも照らしつつ把握し、とくにエクアドル憲法およびボリビアの母なる大地の権利法の内容について検討した。そのうえで、現代ラテンアメリカ諸国で盛んになっている資源開発の動向との関連を踏まえて、自然の権利という理念が提起する問題点や将来的な課題について検討し、また左派政権が抱える開発と環境保全の矛盾を指摘した。以上の考察から得られた結論として次の点を指摘できるであろう。

まず、自然の権利に関わる思想は1970年代以降に米国や欧州で生まれ普及してきた。自然物を主体とする訴訟が相次いで起こされている。

それらの影響を受けた形で、1990年代以降は日本でも自然物を主体とする自然の権利訴訟が繰り返され、自然の権利運動につながって現在に至っている。これに対してラテンアメリカ諸国とくにエクアドルやボリビアでは、2000年代になると憲法改正の潮流に乗って憲法に自然の権利が記載され、母なる大地の権利法が定められるに至った。大まかにいえば、同じく欧米の環境倫理思想を受け継ぎながら、日本とアンデス諸国における動向には相互の影響関係は見受けられない。日本の場合は、法律家の間で自然権の延長として自然の権利への認識が高まり、自然の権利訴訟が展開された。そこには米国流ではない独自の「自然とのかかわりの権利」と呼ぶべき理念と運動形態が見いだされる（鬼頭 1999: 164）。

他方アンデス地域の場合は、母なる大地であるパチャママを自然と同一視する先住民の宇宙観を反映し、かつ自然と人間の関わりを Buen Vivir（および Vivir Bien）という概念で表現しつつ開発概念そのものの転換を企図しようという方向性が強い。それらの理念や方針が憲法や法律に規定されたのである。そこでは、当該の法制度が国際裁判の理論的支柱になっており、自然の権利はもはや法律専門家とその周辺だけの問題ではなく、人間社会のあり方自体を問いかけ、より広範な社会層を巻き込んだ理念や思想、運動となっている。その基盤のもと、2009年にボリビアで、2014年にエクアドルでそれぞれ開設された国際法廷は、地球環境問題を視野に入れつつアンデス世界の多文化多民族性をも意識したグローバルな権利運動となりつつある。

しかし同時に指摘できるのは、自然の権利や Buen Vivir / Vivir Bien などの先進的な開発理念の提唱と、それらに反する中央政府の現実的対応という対照的な状況である。つまり、理念と実態の間には乖離がみられ、それは環境保全と資源開発主義の間におけるジレンマとなっている。

コレア政権やモラレス政権など左派政権の下では社会的公正や貧困対策が重視され、それらの必要性が自然資源の切り売りによる財源確保や新たな資源開発を正当化させて、環境保全運動や先住民運動と両立しにくくなる。換言すれば、この状況はポスト石油時代や代替エネルギーの開発という時代の要請を受けて、社会開発のあり方をめぐる抗争つまりポスト資源開発主義へのジレンマとして発現しているのである。

また、自然の権利という理念とその実行は、環境運動や環境倫理、そして訴訟においてしばしば表面化してくる自然観を問うことにもつながっている。グローバルな視点とローカルな視点のはざまで、また世界各地における歴史文化の多様な文脈になかで、「自然」と「自然の権利」をめぐるそれぞれの概念と世界観を浮き彫りにしている。この意味で、自然や自然の権利という場合の意味合いの多様性にも留意すべきであろう。この点に関連して指摘すれば、自然の権利の提唱を「人間中心主義から生物中心主義へ (del antropocentrismo al biocentrismo)」の転換として意義づけ、開発パラダイムの転換を意味していると考える論調が主流といえる。しかし他方で、人間か自然か、あるいは人間中心主義か人間非中心主義か、という二者選択は現実的ではないとして、そうした二項対立図式を超えて議論を展開していく必要性を主張する論者もいる¹⁸⁾。このように自然の権利という思想は、21世紀における人間社会と自然環境の関係にとって新たな課題となっている。開発のあり方や将来の世代に対する責任といった側面をも加味しながら、自然の権利をめぐる今後の動向に注視していかねばならない。

〈注〉

- 1) 自然の権利はスペイン語では Derechos de la Naturaleza、英語では Rights of Nature と表記される。権利という語は複数形なので厳密には「諸権利」とすべきだが、本論では慣例に

したがって単数形で「権利」と表記する。

- 2) 母なる大地＝パチャママは大地、豊穡さ、母、女性と関連する象徴的なアンデスの地母神である。ケチュア（キチュア）語とアイマラ語で、パチャは大地、世界、宇宙、時間、時代、場所などを表わし、ママは母親を表わす。関連法の内容については後述する。
- 3) ラテンアメリカに登場した様々な左派政権のなかで、コリア政権とモラレス政権は、チャベス政権などとともに「急進左派」に分類されることが一般的である。
- 4) 本論ではほとんど議論できないが、世界各地における自然観の問題と関連づけて自然の権利（および Buen Vivir / Vivir Bien 概念）の内実を考察することが必要であろう。
- 5) 今日、動物の権利として知られる概念は野生動物を対象とするものではなく、その対象は人間に飼育される犬猫などペットである。このため、動物の権利は本論で扱う自然の権利とは直接に関わっていない。
- 6) ナッシュ 2011 のとくに序章、鬼頭 1996 の第 1 章と第 2 章を参照。ナッシュは「自然の解放」と表現している（ナッシュ 2011、第 6 章）。
- 7) この案件のように自然の権利訴訟では動物原告ばかりが目される傾向があるものの、実際には人間の原告の氏名が併記されるのが一般的である。
- 8) このサイトでは 2014 年時点の情報は掲載されていないため、ラテンアメリカにおける自然の権利をめぐる動向が日本の専門家によって把握されているか否かは不明だが、比較分析が今後の課題となることは確かであろう。日米の事例を整理しながら権利主体としての自然の概念と自然の権利論を法学的な観点から検討した論考として、山村（1996）が参考になる。
- 9) コリア大統領は 2011 年 10 月 25 日にフンボルトの言葉を引用しつつ「鉱業は近代にとって基本である。それなしに私たちは洞穴の時代に戻ってしまう。私たちは金の袋の上に座る乞食だという無責任さに陥ることはできない。正しく管理された鉱業は有益なのだ」と述べて、大規模鉱山開発を正当化した。また、ポリバルの言葉を受けて「自然が市民革命に反対するなら、私たちは闘って共に打ち勝とう（Si la Naturaleza se opone a la revolución ciudadana, lucharemos y juntos venceremos.）」とも述べた（Acosta 2011: 332）。
- 10) 先住民の権利は集団の権利であり、文化や宗教の伝統的要素も含んだ生活領域の保全、民族自決権などを含んでいる。本論では詳しく扱えないが、こうした先住民の権利と自然の権利の関係について考察することは重要な課題となるであろう（新木 2014 を参照）。
- 11) ラテンアメリカでは 19 世紀に成立した憲法を 20 世紀末の 1990 年代まで長年保持してきた国々（アルゼンチン、ブラジル、コロンビアなど、しかし部分的修正を積み重ねている）と、憲法を頻繁に取り替えてきた国々（ボリビア、エクアドル、ベネズエラなど、新憲法には修

- 正や再解釈が行われるが基本的な内容に大幅な変化がみられないこともある)とがある。いずれの場合も含め、1990年代から2000年代にかけて数多くのラテンアメリカ諸国において憲法改正や新憲法の制定が実施されている。
- 12) 1997年設立のパチャママ財団は、2013年12月にコレア政権によって事務所閉鎖と組織解体の措置を受けた。政府が第11次国際石油入札を行った同年11月にアマゾン先住民組織による抗議行動が激化したが、コレア大統領は同財団がそれをそそのかして暴力沙汰の原因をつくったためと説明した。これに反発する関係者は国際的ネットワークを背景にパチャママ連帯 (Pachamama Alliance) を結成して支援活動を続けている (Fundación Pachamama 2010を参照)。
 - 13) 2008年憲法は1830年の共和国成立以降で20番目の憲法である。エクアドルのようになら頻繁に憲法をつくりかえる国がラテンアメリカには少なくない。
 - 14) スペイン語を公用語とするほか、スペイン語に加えてキチュア語とシュアール語も異文化間関係 (relación intercultural) の公式言語であり、その他の先住民言語は当該先住民の生活領域における公的使用の言語であると規定して、キチュア語とシュアール語の重要性に特別の配慮が加えられている (新木 2014: 119-123を参照)。
 - 15) コレア政権が定めた開発計画「Buen Vivirに向けた国家計画 2009~2013年、多民族的かつ異文化共生型の国家の建設に向けて (Plan Nacional para el Buen Vivir 2009-2013, Construyendo un estado plurinacional e intercultural)」においては、その構成要素として8つの項目 (必需品の充足、生活の質、尊厳ある死、愛し愛されること、自然と調和がとれた全体の健全な繁栄、文化の無期限の延長、熟考の自由な時間、自由と能力と潜在力の解放および拡大) が指摘されている (新木 2014: 240-242を参照)。
 - 16) ヤスニ-ITT イニシアティブを自然の権利が具体化した政策として分析する論考として Aguilera Bravo y Córdor Salazar (2011) を参照。またこのイニシアティブの意義と問題点については、木下 2010, 2012、ニュー・インターナショナルリスト・ジャパン編集部 2008などで議論されている。
 - 17) コーマック・カリナンは「母なる大地の権利に関する世界宣言」の作成を担う作業グループの代表も務めており、また後述するように、エクアドルにおける2014年の国際法廷にも加わっている。
 - 18) 鬼頭 (2009) は「人間／自然」「開発／保護」「人間中心主義 vs 人間非中心主義」などの二項対立図式という呪縛から脱却することが不可欠であり、その視点に立った新しい環境倫理を確立することが必要であると述べ、人間と自然の関係性に注目して「人間-自然連続体」

という考え方の導入を提唱している。また、普遍的な視点とローカルな視点の関係に着目する鬼頭（1996, 1999）は、環境運動における「よそ者」の役割に注意を促し、「新しい市民像」を模索している。それは、ウルグアイの環境問題専門家（ラテンアメリカ社会生態学センター CLAES の代表）であるエドゥアルド・グディナス（2009）が「環境的正義と生態的市民（権）」（*justicia ambiental y ciudadanía ecológica*）として議論する環境倫理の地平とも共鳴する考え方である。

〈参考文献〉

- Acosta, Alberto (2009) *La maldición de la abundancia*. Quito: CEP, Swissaid y Abya-Yala.
- Acosta, Alberto (2011) “Los Derechos de la Naturaleza: Una lectura sobre el derecho a la existencia” en Alberto Acosta y Esperanza Martínez (compils.) *La Naturaleza con Derechos: De la filosofía a la política*. Quito: Abya-Yala.
- Acosta, Alberto y Esperanza Martínez (compils.) (2009) *Derechos de la Naturaleza: El futuro es ahora*. Quito: Abya-Yala.
- Aguilera Bravo, Mario y Mercedes Cándor Salazar (2011) “La iniciativa Yasuní-ITT como materialización de los derechos de la naturaleza” en Carlos Espinosa Gallegos-Anda y Camilo Pérez Fernández (eds.), *Los Derechos de la Naturaleza y la Naturaleza de sus Derechos*. Quito: Ministerio de Justicia, Derechos Humanos y Cultos.
- Fundación Pachamama (2010) “Experiencia: Reconocimiento de los Derechos de la Naturaleza en la Constitución Ecuatoriana” *Iniciativa: Ciudadanizando la Política Ambiental*, No.6, Abril.
- Gudynas, Eduardo (2009) *El mandato ecológico: Derechos de la Naturaleza y políticas ambientales en la nueva Constitución*. Quito: Abya-Yala.
- Gudynas, Eduardo (2010) “Si eres tan progresista ¿Por qué destruyes la naturaleza? Neextractivismo, izquierda y alternativas” *Ecuador Debate* 79.
- Gudynas, Eduardo (2011) “Desarrollo, Derechos de la Naturaleza y Buen Vivir después de Montecristi” en Gabriela Weber (coordi.) *Debates sobre cooperación y modelos de desarrollo: Perspectivas desde la sociedad civil en el Ecuador*. Quito: CIUDAD.
- Ramírez Vélez, Pablo Mauricio (2012) “La naturaleza como sujeto de derechos: materialización de los derechos, mecanismos procesales y la incidencia social en el Ecuador,” FLACSO-Ecuador, Tesis de maestría.

Viale, Enrique; Horacio Machado; Alberto Acosta (2014) “La Madre Tierra tiene Derechos: primer tribunal para defenderlos” (PDF)

青西靖夫 (2013) 「ボリビアの動きから考える地球環境問題と先住民族」上村英明・木村真希
子・塩原良和編 (市民外交センター監修) 『市民の外交—先住民族と歩んだ 30 年』法政大学
出版局

新木秀和 (2014) 『先住民運動と多民族国家—エクアドルの事例研究を中心に』御茶の水書房

鬼頭秀一 (1996) 『自然保護を問いなおす—環境倫理とネットワーク』ちくま新書

鬼頭秀一 (1999) 「序章 「環境を守る」とはどういうことか—そして、だれがそれを担うのか」
鬼頭秀一編 『環境の豊かさをもとめて—理念と運動』昭和堂

鬼頭秀一 (2009) 「序章 環境倫理の現在—二項対立図式を超えて」鬼頭秀一・福永真弓編 『環
境倫理学』東京大学出版会

木下直俊 (2010) 「ヤスニ ITT プロジェクト：資源開発と環境保全のはざま—文明社会に突き
つけるエクアドルの提案」『文明研究』第 29 号、東海大学文明学会

木下直俊 (2012) 「ヤスニ ITT イニシアティブに関する一考察—エクアドルにおける脱石油依存
型社会に向けた試み」『文明研究』第 31 号、東海大学文明学会

小池洋一 (2011) 「開発と環境」西島章次・小池洋一編 『現代ラテンアメリカ経済論』ミネル
ヴァ書房

自然の権利セミナー報告書作成委員会編 (2004) 『報告 日本における [自然の権利] 運動 第
2 集』山洋社

ナッシュ、ロデリック・F. (2011) 『自然の権利—環境倫理の文明史』(松野弘訳) ミネルヴァ
書房

ニュー・インターナショナルリスト・ジャパン編集部 (2008) 『石油依存社会への提言—エクアド
ルの新たな試み』ニュー・インターナショナルリスト・ジャパン

水野一 (1997) 「地球環境問題への対応と持続可能な開発戦略の模索」水野一・西沢利栄編 『ラ
テンアメリカの環境と開発』新評論

山村恒年 (1996) 「自然の権利・総論」山村恒年・関根孝道編 『自然の権利—法はどこまで自然
を守れるか』信山社